

○課外活動団体顧問等に関する申合せ

平成13年6月14日

部局長会議承認

(目的)

第1条 この申合せは、課外活動団体顧問(以下「顧問」という。)及び監督・コーチ等の指導者の役割・任期等について定める。

(顧問の役割)

第2条 顧問は、課外活動団体(以下「団体」という。)の活動について、学生の自主的活動を尊重のうえ、学生部長と協力しながら、課外活動が健全に図られるよう、側面から指導と助言を行うことを役割とする。

(顧問の任期)

第3条 顧問は、学生部長の推薦により学長が委嘱する。

2 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

3 学生部長は、顧問が欠員となつた場合は、当該団体に対して後任顧問の推薦方を勧奨する。ただし、当該団体より推薦されない場合は、学生部長が選考のうえ、当該団体の同意を得て、顧問の委嘱を申請することができる。

4 顧問が欠員となり後任が委嘱されるまでの期間又は顧問が長期休業若しくは海外出張等の期間は、学生部長が当該団体の顧問を代行する。

(指導者)

第4条 当該団体の推薦に基づき学生部委員会が承認したときは、当該団体に監督・コーチ等の指導者(以下「指導者」という。)を置くことができる。

(指導者の役割)

第5条 指導者は、当該団体学生の技術指導及び助言を行い、課外活動の充実及び向上を図ることを役割とする。

(指導者の任期)

第6条 指導者は、学生部長が委嘱する。

2 指導者の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

附 則

この申合せは、平成13年6月14日から施行する。